

想定問：避難範囲を10 kmとした理由如何

回答：原子力安全委員会がとりまとめた「原子力施設等の防災対策について」【昭和55年6月30日原子力安全委員会決定】の中で、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲としての避難の範囲として、原子力発電所については、半径約8～10 kmとして定められている。

そのため、今回は、この安全委員会の決定を踏まえ、作成された福島県ほか、自治体の地域防災計画に基づき、念のため最大の半径10 kmを避難の範囲とした。

想定問：なぜ、最初から半径10 kmの範囲を避難区域としなかったのか。

回答：地震による激甚な災害の状況から、深夜に多くの住民の方々の避難を行うことのリスクを斟酌し、気象状況もふまえ、最低限避難が必要な人に対して、避難指示を行ったところ。夜が明けたので、夜間避難の2次災害のリスクも下がったため、念のため、最大限の避難範囲を決定したものである。

官邸リイツ 佐藤室長 ← ERC 辻本 (昨日の与野党会議は
 <流野副長官の資料> 資料無しでやっています。
 避難区域及び屋内退避区域の設定について

機密性 2

平成 23 年 3 月 20 日
 原子力安全・保安院

1. 避難区域と屋内退避区域の設定

○福島第一原子力発電所事故に関する避難区域と屋内退避区域の設定経緯は以下の通り。

3月11日21時23分

避難区域半径3 km圏内、屋内退避区域半径10 km圏内

3月12日5時44分

避難区域半径10 km圏内

3月12日18時25分

避難区域半径20 km圏内

3月15日11時00分

屋内退避半径20 km圏～30 km圏内

2. 区域設定の根拠

(1) 原子力安全委員会の指針

- 原子力安全委員会が定める指針「原子力施設等の防災対策について」に示された「屋内退避及び避難等に関する指標」の考え方を基本として設定。
- 同指針においては、屋内退避及び避難にかかる指標として、外部被ばく（全身被ばく）による実効線量が10～50mSv、内部被ばく（甲状腺等）が100～500mSvを提示している。当該指標はIAEA基準とも整合的。

表1 屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
 2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
 3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(2) 区域の設定の考え方

- 原子力防災対策においては、原子力安全委員会が定めた防災指針が、国際的な指針や事故時の放射線量分布シミュレーション等を踏まえた上で、実行可能性も考慮し、原子力防災対策を重点的に講ずべき地域として約8～10kmを目安として示している。また、原子力防災訓練においても、数kmを避難区域とするなどの対応をしてきている。福島県地域防災計画においても、原子力発電所からおおむね半径10kmの地域を、原子力対策を重点的に充実するべき地域とされている。
- 今般の福島第一原子力発電所の事故においては、3月11日の発生当初、全交流電源が喪失し冷却機能が失われたことを受け、これまでの防災訓練での経験等を踏まえ、まずは、避難区域3km、屋内退避区域10kmを設定した。
- その後、事態の悪化を踏まえ、対象地域が拡大し、現在は、避難区域を20kmに、さらに、万全を期す観点から、20～30km圏を屋内退避区域としている。なお、放射性物質の影響は、放出源からの距離が増大するにつれ著しく減少するため、今回設定した避難区域及び屋内退避区域は、さらに厳しい事態を想定した場合でも、十分保守的であることを確認している。

DFC 住居班
アカサ 謙

ERC 本エラ 班 ← 官邸 リエゾン

(さしかえ)

リエゾン より 情報共有 ← 総括 住居

← ERC
住居班

屋内退避指示対象者に対する生活支援
の促進等について

23. 3. 24

(現地対策本部と調整済)

福島第一原子力発電所周辺においては、周辺 20 km 以内の区域に避難を指示するとともに、3 月 15 日以降、健康に方が一にも影響を及ぼすことがないように、発電所周辺の 20 km ~ 30 km の区域に屋内退避を指示している。

現在、この屋内退避の区域においては、自主避難を希望する人が増加するとともに、商業、物流等に停滞が生じ、社会生活の維持・継続が困難となりつつある。

また、今後、事態の推移によっては、放射線量が増大し避難指示が出される可能性も否定できない。

このため、このような実情を踏まえ、この区域内の住民の生活支援及び自主避難を積極的に促進するとともに、避難指示を想定した諸準備も加速化する必要がある。

政府としては、生活支援の充実を図るとともに、避難に際しては、移動のための手段の確保、受け入れ施設の確保など、円滑な実施に向け最大限の努力を行うこととする。

地元市町村におかれては、自主避難を促進するとともに、避難指示が出された場合に直ちに実施に移せるよう、国、県と密接な連携を図り、適切に対応されたい。

本ハローパーは、各層各層の口頭指示と、(口頭伝達)
 文章化したものであり、保安院(ERC)限りとし、
 現地本部には口頭で伝達された。(危機管理指針)23.3.25

本指示は、「昨日示された方針を進めるに当たっては、地元 官房長官指示
 と十分意思疎通しつつ、万一の避難指示に備えた避難先や輸送手段の確保等の準備は続けるべし」

現地対策本部と地元市町村との連携について ということ。

福島第一原子力発電所周辺の20～30kmの区域に係る国の支援等については、昨日示した方針のとおりであるが、区域内の市町村は、それぞれ異なる事情の下で異なる要望を有している実態を十分に踏まえて対応する必要がある。

現地対策本部においては、地元市町村と十分な意思疎通を行い、それぞれの市町村の要望を踏まえた上で、「生活支援」と「避難準備」の比重の置き方などについて、適切に対応されたい。

なお、今朝、南相馬市の市庁舎移転に係る注意喚起を行ったが、あくまでこれは、避難指示があった場合に直ちに動けるようにしておく必要があることを指摘したものであることに留意されたい。

(本指示の背景)

- 南相馬市長が官房長官に直訴 (25日昼頃)
 - ・ 南相馬市の現状は、コンビニ等の閉店が徐々に解消されるなど、生活支援対策が進んできているところ。
 - ・ 直ちに避難の指示がでるような状況でないのであれば、生活支援に力を注いで行きたいと考えているのでよろしく願いしたい。

- 避難指示発出の見込みに係る事情変更
 - 1号炉の炉の圧力が徐々に減少している状況にあることにかんがみると、直ちにベントを開く必要はなく、避難指示がすぐに出される状況ではなくなっていること (24日の段階では、25、26日にもベントを開く可能性が高いとの情勢認識であった)

✓の考案
警戒区域に関する対応（案）

平成 23 年 3 月 28 日
原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 1 項により読み替えられる災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき、市町村長（現場にいないときは警察官等）が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入を制限するに当たっては、次の論点がある。

<警戒区域設定の効果>

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10 万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第 28 条第 1 項により読み替えられる災害対策基本法第 116 条）。

1. 市町村に対する警戒区域の設定の指示等

(1) 論点

- ・関係市町村における警戒区域の設定に関して、原災法第 20 条第 3 項（同条第 8 項により本部長権限を現地本部長に委任している）に基づき、原子力災害現地対策本部長から関係市町村長への指示を行うか。
- ・あるいは、市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、これを円滑に進めるための必要な措置として町村長に対するお願いとするか。

(2) 考え方

- ・前者の場合には、関係市町村に一律に行うことができるため、立入制限の実効性が高いが、関係市町村の意向を十分に確認しなければ反発を招くおそれもある。
- ・後者の場合には、市町村長の理解を求め、その最終的な判断により行ってもらうため反発を受けるおそれは少ないが、仮に警戒区域を

設定しない市町村がある場合には、立入制限の実効性が損なわれるおそれがある。

→以上を踏まえて、現地対策本部において、ご判断いただく。

2. 警戒区域設定の考え方

- ・原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域（福島第一原子力発電所から半径20km圏内、福島第二原子力発電所から半径10km圏内）を警戒区域とする。
- ・緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長（又は警察官等）の許可を得て、かつ市町村長（又は警察官等）の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入をしてはならない。
- ・警戒区域の設定と同様に、立入の許可についても、市町村長が自由裁量として判断を行うことが原則である。
- ・しかしながら、現在の避難指示を行っているのは原子力災害対策本部長であり、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するためには、原子力災害対策本部（現地本部）が警戒区域への立入の基準等についても一定の考え方を示すことが適当。
- ・このため、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において用いていただくこととする。
- ・まず、警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、広域的な判断が必要であるケースが多数であることから、現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

- ・次に、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。
- ・なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者は立入後に警戒区域から出た後速やかにスクリーニングを受けべきことや必要に応じて除染を受けべきこと、警戒区域から持ち出すものについてのこれらの措置が可能な範囲に制限を受けること等を指導するよう指示（原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導）することとする。

ERC 住民安全班 大村班長 ← 木名 官邸リエゾン

1/4

3/28 21:30の緊急チーム会合の議論を踏まえた修正版(現状版)です。

~~ERC 住民安全班, OFC 総務班, 住民班~~
~~(cc 後継班 追加) 大村班長 高田班長~~

官邸リエゾンからの情報共有です、
明後日再度、緊急チームで議論予定。
このこと

警戒区域に関する対応に係る基本的考え方(案)

OFC 総務

大村班長 (再送付)

平成 23 年 3 月 28 日

原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 1 項により読み替えられる災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき、市町村長（現場にいないときは警察官等）が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入を制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1. 警戒区域等の設定の考え方

(1) 警戒区域

① 考え方

- ・ 避難区域内に本来立入ってはならないが、実体上、残留したり、立入る住民が確認されており、その安全が確保できないことから、警戒区域を設定し、万全を期す。

② 警戒区域の設定

- ・ 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内、福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内）を警戒区域とする。
- ・ 緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長（又は警察官等）の許可を得て、かつ市町村長（又は警察官等）の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入をしてはならない。
- ・ 警戒区域の設定に当たっては、開閉ゲートを設置する等物理的な措置を原則として講ずる。

(2) 立入の許可の基準

① 考え方

- ・ 現在の避難指示を行っているのは原子力災害対策本部長であり、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するために

は、原子力災害対策本部（現地本部）が警戒区域への立入の基準等についても一定の考え方を示すことが適当。

- ・このため、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において用いていただくこととする。

②立入許可の対象

- ・まず、警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、高度かつ専門的な判断が必要とされると考えられることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

③立入許可の判断基準（詳細別紙）

- ・次に、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。
- ・なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者は立入後に警戒区域から出た後、速やかにスクリーニングを受けるべきことや必要に応じて除染を受けるべきこと、警戒区域から持ち出すものについてのこれらの措置が可能な範囲に制限を受けること等を指導するよう指示（原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導）することとする。

2. 市町村に対する警戒区域の設定の提示の方法

(1)考え方

- ・市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、住民の安全を確保しつつ、これを円滑に進めるための必要な措置として市町村長に対し、警戒区域の設定を指示することが適当。
- ・関係市町村における警戒区域の設定に関して、原災法第20条第3項に基づく原子力災害現地対策本部長（経産副大臣）から関係市町村長へ指示する。

(参考)

<警戒区域設定の効果>

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

4/7
(別紙)

立入許可に関する基準に係る基本的考え方 (案)

平成 23 年 3 月 28 日
原子力災害現地対策本部事務局

立入許可の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定めることとする。

1 対象外とする地域

① (立入りができなければ) 生活困窮することが見込まれる者

- ・ 空間線量率● $\mu\text{Sv/h}$ (モニタリング結果による。)を上限として、これを超える地域については立入を認めないこととする。
- ・ また、線量率にかかわらず、福島第一原子力発電所から半径●km 以内の地域については、状況の変化があった場合にも直ちに避難できるようするため、一時立入の許可の対象外とする。

② (立入りができなければ) 著しく公益を損なうことが見込まれる者

- ・ 個別に現地対策本部が定めたところによる。

2 線量及び時間の目安

- ・ 上記以外の地域については、一時立入時間を最大●時間として、当該時間における外部被ばくによる実効線量が 1000 μSv 未滿となるよう線量率(上記1)及び時間の目

5/7

安を設定する。

- ・この場合において、実際には屋内に入っている時間も想定されるものの、目安としては、すべての時間屋外にいるものとして計算することとする。

3 対象者

- ・警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とし、当面1回に限る。
- ・②については、高度かつ専門的な判断が必要であることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。
- ・①については、一世帯あたり一名を原則とし、妊婦や中学生以下の児童については、立入を認めない。

4 気象条件

- ・一時立入を認める気象条件として、福島第一原子力発電所の風下となる場合や雨天を避けること。

5 実施方法、防護措置

- ①（立ち入りができなければ）生活困窮することが見込まれる者
 - ・生活困窮を理由に立ち入る者については、市町村が現地対策本部と相談のうえ引率者や防護措置を手配した上で、一定の集団で立入を行うこととする。
 - ・防護措置としては、次のとおりとする。
 - 1)屋内にいる時間も含めて警戒区域内にいる時間は●時

6/7

間以内とすること。

2)移動はバスにより行うこととする。(自家用車による立入りは認めない。)

3)マスクをすること。

4)吸入及び汚染防止のため、タイベックススーツを着用する。なお、タイベックススーツが用意できない場合は、除染を行っても基準を上回り、廃棄することがあり得る前提で、帽子、手袋、靴カバー及びビニールコート等を着用する。

・なお、立入中の状況変化に備えて、一時立入の引率者が線量計を備えるとともに、緊急連絡が可能な設備(拡声器等)を備えることとする。

②(立ち入りができなければ)著しく公益を損なうことが見込まれる者

・個別に現地対策本部が定めた方法によることとする。

6 スクリーニング、除染

・警戒区域に立ち入った人、及び当該区域から持ち出される物については、スクリーニングを受けることとする。

・スクリーニング結果が基準である10万cpmを上回る場合には除染を行う。

・除染を行っても基準を上回る場合には、警戒区域の外へ持ち出しをしてはならない。(紙幣等貴重品の扱いについて要検討)

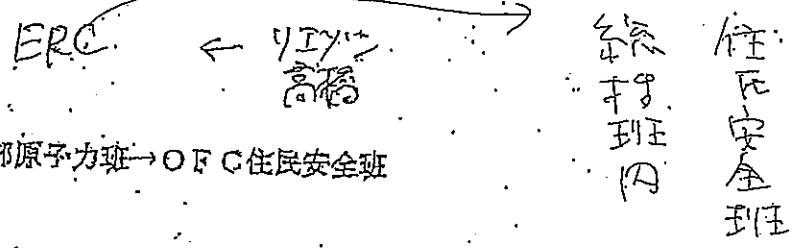
・除染ポイントは、現在の30kmの既設ポイントをできる限り活用する(とともに、20km地点においては、住民はバス等から降りず、バス等のタイヤについてのみ除染することで十分ではないか。)

7 警戒区域からの持ち出し

- ・生活困窮を理由に一時立入をする者については、その生活に必要な財産物について持ち出しが可能なこととする。
- ・公益性を理由として一時立入する者については、当該公益性の確保に必要最小限なものに限り、持ち出しが可能なこととする。
- ・ただし、生活困窮を理由に一時立入をする場合には、食品、生物（家畜、ペット等）については、放射性物質の蓄積等の懸念も否定できないことから、持ち出しはできないこととする。
- ・自家用車の持ち出しについては、除染により可能とする。

8. その他

- ・遠隔地に避難している者に対する事前の周知を行う。
- ・混乱を避けるため、地区のブロック分けを行い、バスの手配等を勘案し、数日間に分けて実施する。
- ・エスコートとして、警察による先導車を要請。



福島県災害対策本部原子力班 → OFC 住民安全班

市町村長の警戒区域設定権等について

今回の原子力災害に関する避難・屋内退避範囲については、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき、内閣総理大臣から県知事及び関係市町村長へ指示が出されている。

市町村長は、同法第28条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があった時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告や指示ができる。(災害対策基本法第60条第1項の読み替え規定)

また、市町村長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずることができるとされている。(災害対策基本法第63条第1項の読み替え規定)

現状では、警戒区域の設定がされていないことから、住民に対する強制力がなく、県警の活動等に支障が生じている。

従って、関係市町村に対して、警戒区域を設定できるか、住民安全班で検討願いたい。

伊藤危機管理監 殿

20km以内の立入禁止を法律に基づき実行するため、私が市町村長に警戒区域の設定をお願いします。

現地対策本部長 松下 [Redacted]

道路には用閉可能なバリアを設置します

3/29
緊急

飯館村及び浪江町への連絡の状況

平成 23 年 3 月 29 日
原子力災害対策本部事務局

本日、飯館村「長泥・蕨平地区」及び浪江町「津島地区」について、原子力安全委員会からの助言に基づき、官房長官から、当該地域の住民はできるだけ屋内に滞在することを推奨すること、その旨を同村・町に対して連絡することについて、指示があった。

これに対して、対策本部事務局として、以下の通り対応した。

1 飯館村（長泥・蕨平で 178 人程度）

- ・飯館村菅野村長は、国が現場のことを考えずに勝手に指示は発表をすることは極めて不満、また、これ以上避難指示エリアを広げるのは反対、との意見。
- ・したがって、官房長官指示を受けて、対策本部事務局（平岡 原子力安全・保安院次長）から、菅野村長に対して連絡。当該地区への住民への周知の方法については、きめ細かな対応について相談中。

2 浪江町（津島地区全体で 128 人程度）

- ・浪江町については、各地区の区長が個別に確認を行い、大半の人数が自分の家屋内にいることを確認している（26 日現地対策本部が浪江町に確認）。
- ・官房長官指示を受けて、対策本部事務局（寺坂 原子力安全・保安院長）から上野副町長に対して電話にて連絡。

ERC 佐藤 班長

3月29日(火) 12:00 現在

現地の対応 務務班 大村班

宮原 リエツン 村

朝の号等への指摘で
2階の対応 野島 版子

警戒区域に関する対応に係る基本的考え方(案)送付します。

平成 23 年 3 月 29 日

原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項により読み替えられる災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき、市町村長(現場にいないときは警察官等)が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入を制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1. 警戒区域等の設定の考え方

(1) 警戒区域

① 考え方

- ・避難区域内には本来立入ってはならないが、実体上、残留したり、立入る住民が確認されており、その安全が確保できないことから、警戒区域を設定し、万全を期す。

② 警戒区域の設定

- ・原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域(福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内、福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内、海域も含む。)を警戒区域とする。
- ・緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長の許可を得て、かつ市町村長の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入をしてはならない。
- ・市町村長が許可を出す際には、管轄警察署長の同意を得るなど警察と緊密な連携を図ること。
- ・警戒区域の設定に当たっては、立入ができないよう物理的な措置を原則として講ずる。

(2) 立入の許可の基準

① 考え方

3月29日(火) 12:00現在

・原災法に基づく避難指示は原子力災害対策本部長が行っており、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するためには、原子力災害対策本部(現地本部)が警戒区域への立入の基準等についても一定の考え方を示すことが適当。

・したがって、立入の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において活用するものとする。

②立入許可の対象

・警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の協力の下で実施されることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他、立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、高度かつ専門的な判断が必要とされることが考えられることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

③立入許可の判断基準(詳細別紙)

・立入の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して、必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。

・なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者及び警戒区域から持ち出すものは警戒区域から出た後、速やかにスクリーニングを受けるべきことや必要に応じて除染を受けるべきこと、持ち出すものに制限を設けること等を指導するよう指示(原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導)することとする。

3月29日(火) 12:00現在

2. 市町村に対する警戒区域の設定の提示の方法

(1) 考え方

- ・ 住民が避難区域内に立ち入らないことを万全に期すとともに市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、住民の安全を確保しつつ、これを円滑に進めるための必要な措置として市町村長に対し、警戒区域の設定を指示することが適当。
- ・ 関係市町村における警戒区域の設定に関して、原災法第20条第3項に基づき、原子力災害現地対策本部長（経産副大臣）から関係市町村長へ指示する。

(参考)

<警戒区域設定の効果>

- ・ 警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

3月29日(火) 12:00現在

(別紙)

立入許可の判断基準に係る基本的考え方(案)

平成23年3月29日
原子力災害現地対策本部事務局

立入許可の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定めることとする。

1 対象者

- ・警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の協力の下で実施することを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者を対象とする。
- ・①については、一世帯あたり一名を原則とし、妊婦や中学生以下の児童・生徒については、立入を認めない。
- ・②については、高度かつ専門的な判断が必要であることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

2 対象外とする地域

- ①立入りができなければ生活困窮することが見込まれる者
 - ・空間線量率● $\mu\text{Sv/h}$ (モニタリング結果による。)を上限として、これを超える地域については立入を認めないこととする。
 - ・また、線量率にかかわらず、福島第一原子力発電所から半径●km以内の地域については、状況の変化があった場合にも直ちに避難できるようにするため、一時立入の許可の対象外とする。
- ②立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者

3月29日(火) 12:00現在

- ・個別に現地対策本部が定めたところによる。

3 線量及び時間の目安

- ・上記以外の地域については、一時立入時間を最大●時間として、当該時間における外部被ばくによる実効線量が $1000\mu\text{Sv}$ 未満となるよう線量率(上記1)及び時間の目安を設定する。
- ・この場合において、実際には屋内に入っている時間も想定されるものの、目安としては、すべての時間屋外にいるものとして計算することとする。

4 気象条件

- ・一時立入を認める気象条件として、福島第一原子力発電所の風下となる場合や雨天を避けることとする。

5 実施方法、防護措置

① 立ち入りができなければ生活困窮することが見込まれる者

- ・立入は当面1回に限る。
- ・生活困窮を理由に立ち入る者については、市町村が現地対策本部と相談し引率者や防護措置を手配した上で、一定の集団で立入を行うこととする。
- ・引率者は、放射線管理を担当できる地元自治体職員とする。
- ・防護措置としては、次のとおりとする。
 - 1)屋内にいる時間も含めて警戒区域内にいる時間は●時間以内とすること。
 - 2)移動はバスにより行うこととする。(自家用車による立入りは認めない。)
 - 3)マスクをすること。
 - 4)吸入及び汚染防止のため、タイベックススーツを着用する。なお、

3月29日(火) 12:00現在

タイベックススーツが用意できない場合は、除染を行っても基準を上回った場合には、廃棄することがあり得る前提で、帽子、手袋、靴カバー及びビニールコート等を着用する。

5)移動に供するバス等は、座席、フロア等をビニール等で養生する。

・なお、立入中の状況変化に備えて、立入の引率者が線量計を備えるとともに、緊急連絡が可能な設備(拡声器等)を備えることとする。

②立ち入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者

・個別に現地対策本部が定めた方法によることとする。

6 スクリーニング、除染

・警戒区域に立ち入った人及び当該区域から持ち出される物については、スクリーニングを受けることとする。

・スクリーニング結果が基準である10万cpmを上回る場合には除染を行う。

・除染を行っても基準を上回る場合には、警戒区域の外へ持ち出しをしてはならない。(紙幣等貴重品の扱いについて要検討)

・除染は、現在の30kmの既設ポイントをできる限り活用する(とともに、20km地点においては、住民はバス等から降りず、バス等を除染することで十分ではないか。)

・立入時に使用したタイベックススーツ、ビニールシートは破棄する。

7 警戒区域からの持ち出し

・生活困窮を理由に一時立入をする者については、その生活に必要な財産物について持ち出しができることとする。

・ただし、食品、生物(家畜、ペット等)については、放射性物質の蓄積等の懸念も否定できないことから、持ち出しはできないこととする。

・公益性を理由として一時立入する者については、当該公益性の確保に必要最小限なものに限り、持ち出しができることとする。

3月29日(火) 12:00現在

- ・警戒区域に残された自家用車の持出については、別途、計画を策定して実施する。

8. その他

- ・遠隔地に避難している者に対する事前の周知を行う。
- ・混乱を避けるため、地区のブロック分けを行い、パスの手配等を勘案し、数日間に分けて実施する。
- ・エスコートとして、警察による先導車を要請する。

③ 警戒区域に関する対応に係る基本的考え方(案)

平成23年3月29日

原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第28条第2項により読み替えられる災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、市町村長(現場にいないときは警察官等)が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1. 警戒区域等の設定の考え方

(1) 警戒区域

① 考え方

・避難区域内には本来立ち入ってはならないが、実体上、残留したり、立ち入る住民が確認されており、その安全が確保できないことから、警戒区域を設定し、万全を期す。

② 警戒区域の設定

・原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域(福島第一原子力発電所から半径20km圏内、福島第二原子力発電所から半径10km圏内、海域も含む。)を警戒区域とする。

・緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長の許可を得て、かつ市町村長または警察官の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入りをしてはならない。

・市町村長が許可を出す際には、事前に警察と緊密な連携を図ること。

・警戒区域の設定に当たっては、立入りができないよう物理的な措置を原則として講ずる。

(2) 立入りの許可の基準

① 考え方

- ・原災法に基づく避難指示は原子力災害対策本部長が行っており、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するためには、原子力災害対策本部（現地本部）が警戒区域への立入りの基準等についても一定の考え方を示すことが適当。

- ・したがって、立入りの判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において活用するものとする。

②立入許可の対象

- ・警戒区域内への立入りに当たっては、警察や自衛隊等の協力の下で実施されることを踏まえ、当面、①立入りができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他、立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、高度かつ専門的な判断が必要とされることが考えられることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

③立入許可の判断基準（詳細別紙）

- ・立入りの判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して、必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。

- ・なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者及び警戒区域から持ち出すものは警戒区域から出た後、速やかにスクリーニングを受けるべきことや必要に応じて除染を受けるべきこと、持ち出すものに制限を設けること等を指導するよう指示（原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導）することとする。

2. 市町村に対する警戒区域の設定の提示の方法

(1) 考え方

- ・住民が避難区域内に立ち入らないことを万全に期すとともに市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、住民の安全を確保しつつ、これを円滑に進めるための必要な措置として市町村長に対し、警戒区域の設定を指示することが適當。
- ・関係市町村における警戒区域の設定に関して、原災法第20条第3項に基づき、原子力災害現地対策本部長（経産副大臣）から関係市町村長へ指示する。

(参考)

<警戒区域設定の効果>

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

警戒区域に関する対応に係る基本的考え方(案)

平成23年3月30日

原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第28条第2項により読み替えられる災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、市町村長(現場にいないときは警察官等)が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1. 警戒区域等の設定の考え方

(1) 警戒区域

① 考え方

- ・避難区域内には本来立ち入ってはならないが、実体上、残留したり、立ち入る住民が確認されており、その安全が確保できないことから、警戒区域を設定し、万全を期す。

② 警戒区域の設定

- ・原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域(福島第一原子力発電所から半径20km圏内、福島第二原子力発電所から半径10km圏内、海域も含む。)を警戒区域とする。
- ・緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長の許可を得て、かつ市町村長または警察官の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入りをしてはならない。
- ・市町村長が許可を出す際には、事前に警察と緊密な連携を図ること。
- ・警戒区域の設定に当たっては、立入りができないよう物理的な措置を原則として講ずる。

(2) 立入りの許可の基準

① 考え方

- ・原災法に基づく避難指示は原子力災害対策本部長が行っており、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するためには、原子力災害対策本部（現地本部）が警戒区域への立入りの基準等についても一定の考え方を示すことが適当。
- ・したがって、立入りの判断基準は、原子炉等の状況を踏まえ原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において活用するものとする。

②立入許可の対象

- ・警戒区域内への立入りに当たっては、警察や自衛隊等の協力の下で実施されることを踏まえ、当面、①立入りができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他、立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、高度かつ専門的な判断が必要とされることが考えられることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

③立入許可の判断基準（詳細別紙）

- ・立入りの判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して、必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。
- ・なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者及び警戒区域から持ち出すものは警戒区域から出た後、速やかにスクリーニングを受けるべきことや必要に応じて除染を受けるべきこと、持ち出すものに制限を設けること等を指導するよう指示（原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導）することとする。

2. 市町村に対する警戒区域の設定の提示の方法

(1) 考え方

- ・ 住民が避難区域内に立ち入らないことを万全に期すとともに市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、住民の安全を確保しつつ、これを円滑に進めるための必要な措置として市町村長に対し、警戒区域の設定を指示することが適当。
- ・ 関係市町村における警戒区域の設定に関して、原災法第20条第3項に基づき、原子力災害現地対策本部長（経産副大臣）から関係市町村長へ指示する。

(参考)

<警戒区域設定の効果>

- ・ 警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

(別紙)

立入許可の判断基準に係る基本的考え方(案)

平成23年3月30日

原子力災害現地対策本部事務局

立入許可の判断基準は、原子炉等の状況を踏まえ原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定めることとする。

1 対象者

- ・警戒区域内への立入りに当たっては、警察や自衛隊等の協力の下で実施することを踏まえ、当面、①立入りができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者を対象とする。
- ・①については、一世帯当たり一名を原則とし、妊婦や中学生以下の児童・生徒については、立入りを認めない。
- ・②については、高度かつ専門的な判断が必要であることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

2 対象外とする地域

- ①立入りができなければ生活困窮することが見込まれる者
 - ・空間線量率● $\mu\text{Sv/h}$ (モニタリング結果による。)を上限として、これを超える地域については立入りを認めないこととする。
 - ・また、線量率にかかわらず、福島第一原子力発電所から半径●km以内の地域については、状況の変化があった場合にも直ちに避難できるようにするため、一時立入の許可の対象外とする。
- ②立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者

- ・個別に現地対策本部が定めたところによる。

3 線量及び時間の目安

- ・上記以外の地域については、一時立入時間を最大●時間として、当該時間における外部被ばくによる実効線量が $1000\mu\text{Sv}$ 未満となるよう線量率(上記1)及び時間の目安を設定する。
- ・この場合において、実際には屋内に入っている時間も想定されるものの、目安としては、すべての時間屋外にいるものとして計算することとする。

4 気象条件

- ・一時立入を認める気象条件として、福島第一原子力発電所の風下となる場合や雨天を避けることとする。

5 実施方法、防護措置

① 立入りができなければ生活困窮することが見込まれる者

- ・立入りは当面1回に限る。
- ・生活困窮を理由に立ち入る者については、市町村が現地対策本部と相談し引率者や防護措置を手配した上で、一定の集団で立入りを行うこととする。
- ・引率者として地元自治体職員及び放射線管理を担当できる東電職員とする。
- ・防護措置としては、次のとおりとする。
 - 1)屋内にいる時間も含めて警戒区域内にいる時間は●時間以内とすること。
 - 2)移動はバスにより行うこととする。(自家用車による立入りは認めない。)
 - 3)マスクをすること。

4)吸入及び汚染防止のため、タイベックススーツを着用する。なお、タイベックススーツが用意できない場合は、除染を行っても基準を上回った場合には、廃棄することがあり得る前提で、帽子、手袋、靴カバー及びビニールコート等を着用する。

5)移動に供するバス等は、座席、フロア等をビニール等で養生する。

- ・なお、立入り中の状況変化に備えて、立入りの引率者が線量計を備えるとともに、緊急連絡が可能な設備（拡声器等）を備えることとする。

②立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者

- ・個別に現地対策本部が定めた方法によることとする。

6 スクリーニング、除染

- ・警戒区域に立ち入った人及び当該区域から持ち出される物については、スクリーニングを受けることとする。
- ・スクリーニング結果が基準である 10 万 cpm を上回る場合には除染を行う。
- ・除染を行っても基準を上回る場合には、警戒区域の外へ持ち出しをしてはならない。（紙幣等貴重品の扱いについて要検討）
- ・除染は、現在の 30km の既設ポイントをできる限り活用するとともに、20km 地点においては、住民はバスから降りず、バスを除染する。
- ・立入り時に使用したタイベックススーツ、ビニールシートは破棄する。

7 警戒区域からの持ち出し

- ・生活困窮を理由に一時立入をする者については、その生活に必要な財産物について持ち出しができることとする。
- ・ただし、食品、生物（家畜、ペット等）については、持ち出しはできないこととする。
- ・公益性を理由として一時立入をする者については、当該公益性の確

保に必要最小限なものに限り、持ち出しができることとする。

- ・警戒区域に残された自家用車の持出については、実施に当たって、その可否を含めた検討を行い、別途、計画を策定する。

8. その他

- ・遠隔地に避難している者に対する事前の周知を行う。
- ・混乱を避けるため、地区のブロック分けを行い、バスの手配等を勘案し、数日間に分けて実施する。その際、円滑かつ冷静に立入・退出等が実施されるよう、住民の代表者の設定、代表者を通じての決定事項の周知徹底を図る。
- ・エスコートとして、警察による先導車を要請する。

リエゾン、 痊愈 報 へ 支那下、
住民班 柳 田

機密性 2

(察)

平成 23 年 3 月 〇〇 日 〇 時 〇 分

福島県知事 殿
富岡町長 殿
双葉町長 殿
大熊町長 殿
浪江町長 殿
川内村長 殿
楢葉町長 殿
南相馬市長 殿
田村市長 殿
葛尾村長 殿
広野町長 殿

原子力災害現地対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

別添「警戒区域に関する対応に係る基本的考え方」（平成 23 年 〇 月 〇 〇 原子力災害現地対策本部）に基づき、以下の措置を講じること。

- 1 緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内及び福島第二原子力発電所から半径 10 キロメートル圏内について、原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項において読み替えられる災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定に基づく警戒区域に設定し、市町村長等の認める一時立入者以外の当該区域への立入りを制限し、又は当該区域からの退去を命ずること。

なお、災害対策基本法第 63 条第 2 項においては、市町村長等が現場にいないときは、警察官又は海上保安官は同条第 1 項に規定する市町村長の職権

を行うことができることに留意すること。

2. 警戒区域へ立ち入った一時立入者及び当該一時立入者が警戒区域から持ち出すものについては、別添「警戒区域に関する対応に係る基本的考え方」を踏まえて、適切な管理を行うこと。
3. 今後、原子力災害現地対策本部長から新たな指示が出された場合にはその指示に従うこと。

<参考>

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

※原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項による読替後

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 （略）

警戒区域の設定について（発言メモ）

4月5日夕

緊急参集チーム会合

今回、警戒区域の指定を一時立入に先行して実施することから、「警戒区域設定について」を原子力災害現地対策本部と調整の上作成した。これをもって現地本部から関係市町村に対して説明を始めることとし、各市町村からの了解を得ることとしたい。

なお、すでに現地本部から関係市町村に対し本件について説明に伺う旨の連絡をとっているが、実際の訪問は明日からとなる。

警戒区域設定について

平成 23 年 4 月 6 日

原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項により読み替えられる災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき、市町村長が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1 警戒区域設定の考え方

(1) 警戒区域

①考え方

- ・避難指示区域内の現状として、同区域内に残留したり、立ち入ったりする住民が確認されている。これらの者の安全を確保することが困難であるほか、同区域外への影響も懸念されることから、新たに同区域を警戒区域として設定し、住民等の生命又は身体に対する危険を防止することとする。

②警戒区域の設定

- ・原子力災害特別措置法第 20 条 3 項の規定に基づき、原子力災害現地対策本部長から関係地方公共団体の長に対する指示により、当該関係地方公共団体の長が、同法第 28 条第 2 項で読み替えられる災害対策特別措置法第 63 条第 1 項の規定に基づく警戒区域を設定することとする。
- ・原子力災害現地対策本部長からの指示には、設定年月日及び設定範囲を盛り込み、自治体間の斉一を図ることとする。
- ・警戒区域は、立入の制限として設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限することとし、一時立入りの許可基準は、原子力災害現地対策本部長が別に示すこととする。
- ・警戒区域の設定に当たっては、立入ができないよう物理的な措置を原則として講ずることとする。

(2) 設定年月日

●月●日●時

(3) 設定範囲

原子力災害特別措置法第 15 条第 3 項の規定に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内、福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内、海域も含む）を設定範囲とする。

2 警察等との連携

警戒区域の設定は、道路における物理的な立入禁止措置に加え、警察等による検問により担保される必要があることから、原子力災害現地対策本部長の指示に際しては、事前に警察等との綿密な調整を行うこととする。

(参考)

〈警戒区域設定の効果〉

・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10 万円以下の罰金又は拘留（原子力災害特別措置法第 28 条第 1 項により読み替えられる災害対策基本法第 116 条）。

経済産業省の対応について 概要

(4月12日)

1. 原子力関係 (※原子力災害対策本部としての対応含む。)

<大臣の福島訪問>

- 4月9日、海江田大臣が福島県を訪問。福島県庁において佐藤知事と会談。また、福島第一原子力発電所、Jビレッジを訪問し発電所や自衛隊等の方々を激励。

<計画的避難区域等の設定>

- 松下副大臣が、4月10日・11日で現地入り。県知事及び関係首長と面談。

4月10日:

福島県(12:00-13:00)、飯舘村(13:15-16:00)、南相馬市(17:30-19:00)、川俣町(19:45-20:10)、葛尾村(22:30-23:00)、大熊町(23:00-24:00)

※浪江町長、双葉町長とは電話により会談

4月11日:

楢葉町(7:00-7:15)、いわき市(10:00-10:45)、広野町(12:00-13:00)、田村市(13:40-14:30)、富岡町・川内村(15:15-16:00)

- 4月11日、福島第一原発から半径20km以遠で年間の積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある区域を「計画的避難区域」、その他の半径20~30kmの区域を「緊急時避難準備区域」として設定することを発表。今後、自治体、県との密接な連携の下に実行。

<経済被害対応>

4月11日、「原子力発電所事故による経済被害対応本部」の設置。

<モニタリング>

- 福島県内のすべての小学校、中学校、幼稚園、保育園(約1,650施設)を対象に、4月5日から7日にかけてモニタリングを実施済。結果を踏まえ、文部科学省、厚生労働省、原子力安全委員会において、福島県内の学校等の校舎・校庭の利用について考え方を整理中。

<避難先住民支援>

○福島県内 121 カ所の避難所、福島県外 41 カ所の避難所に原子力被災者計 19, 060 名が避難していることを把握。各避難所の状況について、引き続き把握に努める。

○被災市町村支援のため、担当審議官はじめ 7 名の連絡員を現地対策本部に、13 市町村に当省の職員計 25 名を追加派遣。

4 月 5 日～8 日の派遣状況：

5 日：広野町、富岡町、川内村、南相馬市、葛尾村、楡葉町、大熊町に 12 名。

6 日：南相馬市に 2 名、浪江町に 1 名、双葉町に 2 名。

7 日：飯舘村、いわき市、田村市に各 2 名。

8 日：川俣町に 2 名。

<情報発信>

○地元への情報発信を強化。ニュースレター（7 日に第 3 号）に加え、4 月 11 日より、地元ラジオ局（ラジオ福島、ふくしま FM）において情報配信番組を毎日放送中。また、これに先立ち、4 月 8 日、番組紹介として松下副大臣からのメッセージを地元ラジオ局から放送。

2. ガソリン等の確保

○ガソリンを含む石油製品全体について、震災前の東北地方の需要量・日量 3. 8 万 k l に対し、既に、概ね日量 3 万 k l（震災前の約 8 割程度）の供給を回復。東北全域で震災前の約 9 割の S S が稼働可能。

○4 月 7 日の余震による停電の影響で、東北の一部の油槽所が一時稼働停止したが、停電の復旧に伴い順次出荷を再開。9 日の塩竈油槽所の出荷量は、余震前とほぼ同水準に回復

○「仮設ミニ S S」によるガソリン供給は、3 月 27 日から 4 月 10 日までに計 9 市町村で累計約 8000 台にガソリン供給を実施。

- 石油連盟による灯軽油の無償提供について、4月4日より出荷を開始。
岩手県、宮城県、福島県にそれぞれ650本ずつ計約2000本を搬入予定。
4月10日までに合計約1530本を搬入済み。

3. 中小企業支援

- 震災により大きな被害を受けた中小企業等の事業活動の再開を支援するため、これらの地域において、早急に仮設店舗や仮設工場を整備することを決定。具体的なニーズの把握や設計準備調査のため、仙台、盛岡、福島等に中小企業基盤整備機構の職員計37人（建築士、技術士等の専門家を含む）を派遣。同時に中小企業庁職員も派遣し、自治体等との調整を担当。（4月11日公表）
- 被災地において独力での相談対応が困難となっている商工会や商工会議所に対し、平成23年度事業である中小企業支援ネットワーク強化事業（経済産業局が中小企業支援の専門家を選定し、商工会や商工会議所等中小企業支援機関へ派遣する事業）を活用して全国から専門家（4月11日時点での登録専門家：313人）を派遣し、現地における緊急の相談体制を整備。（4月11日から実施）
- 被災地での地域コミュニティの機能回復に向けた、被災した商店街の復旧支援事業（商店街の設備の一部補修や障害物の除去等に係る経費に対して定額を補助）について、平成22年度事業として募集を実施し96件を採択したところ、募集終了後も制度活用への強い要望が寄せられたことを受け、平成23年度事業（予算額：2億円の内数）として再度募集を実施。（4月11日公表・公募開始）

4. その他

- 4月11日、日本貿易保険（NEXI）が、罹災した中小企業を対象とした①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免を発表。また、風評被害への対応として、放射能汚

染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失が貿易保険のてん補対象となり得ることについて具体的事例を挙げて周知。

さらに、東日本大震災を受けた貿易取引等に関する相談を広く受け付ける相談窓口を設置。



経済産業省の対応について
(4月12日)

1. 原子力関係

- (※) 経産省だけでなく、原子力災害対策本部としての対応含む。
- 3月29日、福島第一及び福島第二原子力発電所の事故による原子力災害被災者の生活支援のため、原子力災害対策本部の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置。
 - 3月30日、福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所の緊急安全対策の実施について、経済産業大臣から各事業者に指示。
 - 3月31日、各省のご協力を得て、海江田経産大臣を本部長とする原子力被災者生活支援チーム会議を開催。併せて、原子力被災者生活支援関係省庁連絡会を開催。
 - 4月5日、第2回生活支援チーム会議を開催。

<福島第一原子力発電所関係>

(1) 発電所サイトの状況

- 炉心・使用済燃料プールの冷却を確保しつつ、外部電源の復旧に取り組んでいる。
 - ・ 福島第一及び第二原子力発電所の現場にそれぞれ2名の保安院職員を派遣し現場情報の収集や、福島第一の復旧状況の現地調査等を実施。
 - ・ 現地調整所(Jビレッジ)で保安院職員2名が自衛隊、消防、東京電力等の調整を実施。
- ※なお、11日17時16分頃に発生した宮城県沖を震源とする地震により、福島第一原子力発電所の1～3号機の炉心への注水ポンプが停止した。その後の復旧作業により全てのポンプが再稼働している。(11日19時現在)

(2) 避難・退避の支援等の状況

- 松下副大臣が4月7日、8日に現地入り。7日は、知事、南相馬市長、飯舘村副村長、川俣町長、浪江町長と面談。8日は9市町村を訪問。(大熊町、楢葉町、葛尾村、富岡町、川内村、田村市、広野町、いわき市、双葉町長(加須市))

○海江田大臣が、4月9日、現地を赴き、発電所等の作業現場を確認するとともに、福島県知事と面談。

○松下副大臣が再度、4月10日・11日で現地入り。県知事及び関係首長と面談。

4月10日：

福島県(12:00-13:00)、飯舘村(13:15-16:00)、

南相馬市(17:30-19:00)、川俣町(19:45-20:10)、

葛尾村(22:30-23:00)、大熊町(23:00-24:00)

※浪江町長、双葉町長とは電話により会談

4月11日：

楢葉町(7:00-7:15)、いわき市(10:00-10:45)、

広野町(12:00-13:00)、田村市(13:40-14:30)、

富岡町・川内村(15:15-16:00)

○避難状況

福島県内 121カ所の避難所、福島県外 41カ所の避難所に避難する原子力被災者(19,060名)の所在を精査の上、各避難所における課題への対応状況を早急にとりまとめる。

○市町村支援のため、担当審議官はじめ7名の連絡員を現地対策本部に、13市町村に当省の職員計25名を追加派遣。

4月5日～8日の派遣状況：

5日：広野町、富岡町、川内村、南相馬市、葛尾村、楢葉町、大熊町に12名。

6日：南相馬市に2名、浪江町に1名、双葉町に2名。

7日：飯舘村、いわき市、田村市に各2名。

8日：川俣町に2名。

○11日、福島第一原発から半径20km以遠で年間の積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある区域を「計画的避難区域」、その他の半径20～30kmの区域を「緊急時避難準備区域」として設定することを発表。今後、自治体、県との密接な連携の下に実行。

(3) 屋内退避区域内の住民の生活に対する支援状況

○福島県からの原子力発電所周辺地域の住民向けガソリン等計1,100klの供給要請に対しては、3月31日に全量を供給済み。

4月3日に追加支援要請(計約400kl)があり対応中。

○いわき市等の30km圏外地域のコンビニが順次、部分的に営業再開(例：いわき市では113店舗で営業再開済み、南相馬市では4

店舗で営業再開済み（うち3店舗は30キロ圏内）等）

- 3月17日以降に南相馬市より直接に緊急の要請を受けた物資（食糧、飲料、毛布、燃料等）については、関係省庁により物資を配送済。

(4) 発電所周辺の緊急時モニタリング（現地対策本部）

- 現地対策本部を含め関係省庁が連携し、モニタリングカー8台による環境放射線の測定や、飲料水、葉菜、陸土、ダスト及び原乳の放射性物質濃度の測定を継続して実施
- 放射性物質分析の結果、水道水については4月6日までに、県内40カ所の放射性物質を分析。指標値を超えるものはないことを確認。一方、同日現在、葉菜については県内40品中25品において放射性セシウム、40品中4品において放射性ヨウ素の指標値を超える値を検出。
- 4日に公表した解除の考え方に基づき、食品の出荷制限を一部解除（8日：福島県会津地方の原乳、群馬県のホウレンソウ及びカキナ。10日、茨城県の原乳）
- 福島県内のすべての小学校、中学校、幼稚園、保育園を対象に、4月5日から7日にかけてモニタリングを実施中。結果を踏まえ、文部科学省、厚生労働省、原子力安全委員会において、福島県内の学校等の校舎・校庭の利用について考え方を整理中。

(5) スクリーニング等の実施状況

- 現地対策本部を含め、関係機関が協力し、避難所巡回、保健所等でのスクリーニングを実施中。
- SPEEDIによる試算において線量が比較的高い地域で小児甲状腺被ばくの調査を実施。スクリーニングレベルを超える者はなし。（4月2日）
- 現地対策本部を含め、関係機関が協力し、安定ヨウ素剤の備蓄状況確認を実施（県内備蓄状況：錠剤67万人分、小児用粉末12～18万人分を確認（3月23日まで実績））※必要推計量：浜通り地域及び中通り地域計72万6千人
- 東電協力会社の被ばく者3名については、放射線医学総合研究所にて詳細に検査した結果、うち2名の足の被ばく量は2～3Sv（3月28日に値を修正）と推定されるものの、特に症状は見られず治療は必要なしとの所見（3月25日）。経過観察後、3月28日に退院。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動

- 現地対策本部において、福島第一原子力発電所に派遣した保安検査官が確認したプラント状況（現場写真含む）等を説明（3月24日、4月2日）
- 福島県庁舎内に設置された「放射線に関する問い合わせ窓口」に、現地対策本部から関係職員5名を派遣して対応中（問い合わせ累積約7,797件（11日17時までの実績））
- 現地対策本部において、福島県庁と連携して、マスコミを通じた広報を行うとともに、市町村での説明会等を実施中。
（説明者：杉浦近畿大学教授（現地対策本部放射線アドバイザー）
3月30日 南会津町（町主催；363名が参加）
4月10日 飯舘村（村主催；300名程度が参加）
- 現地対策本部に派遣中の放射線医療の専門家に対するテレビ局のインタビューを実施（4月2日、3日放映）
- 現地対策本部において、20～30km圏内の地域住民等に向け、ニュースレターの配布・掲示を実施。
第1号 被ばくを防ぐための生活上の注意(3月29日発行)
第2号 20km圏内の避難地域への立入禁止(3月31日発行)
第3号 水道水について(4月7日発行)
- 地元への情報発信を強化。4月11日より、地元ラジオ局（ラジオ福島、ふくしまFM）において情報配信番組を毎日放送中。また、これに先立ち、4月8日、番組紹介として松下副大臣からのメッセージを地元ラジオ局から放送。

(参考) 発電所サイトの状況（4月11日22時時点）

1号機 2号機	1、2号機とも炉に海水を注入して冷却してきたが、1号機は3月25日に、2号機は26日に淡水に切替え。また、1、2号機は使用済燃料プール冷却のため、淡水の注入を実施してきている。（2号機は、29日から海水から淡水に切替え。） また、2号機パワーセンターまで受電し1号機へも供給。1号機・2号機とも中央制御室の照明回復。しかし、1号機、2号機とも、タービン建屋内の汚染された水に主要な電気装置等が水没している状況にあり、復旧作業を進める上で、大きな障害要因となっており、現在、こ
------------	--

	<p>これらの排水作業に取り組んでいる。また4月7日、原子炉格納容器での水素燃焼の可能性を下げることを目的として、原子炉格納容器への窒素封入を開始。</p> <p>2号機では、2日に取水口付近のピットから、放射性物質を含む水が海に流出していることを確認、6日、凝固剤により止水。現在、海域への流出低減対策に取り組んでいる。</p> <p><u>4月11日に福島県浜通りを震源とする地震が発生し、外部電源が一時停止したため、1、2号機の炉への注水が一時停止したが、外部電源の復旧により、50分後に再開された。また、地震の影響により、1号機原子炉格納容器への窒素封入は停止中。</u></p>
<p>3号機 4号機</p>	<p>3号機は炉に海水を注入してきたが、3月25日に淡水に切替え。使用済燃料プールの冷却については海水から淡水に切り替えて注入を実施してきている。(3号機は、29日に切替え。4号機は、30日に切替え。)また、4号機パワーセンターまで受電し3号機へも供給。3号機・4号機(29日)とも中央制御室の照明回復。しかし、3号機については、タービン建屋内の汚染された水に主要な電気装置等が水没している状況にあり、復旧作業を進める上で、大きな阻害要因となっている。現在、これらの排水作業に優先的に取り組んでいる。</p> <p><u>4月11日に福島県浜通りを震源とする地震が発生し、外部電源が一時停止したため、3号機の炉への注水が一時停止したが、外部電源の復旧により、50分後に再開された。</u></p>
<p>5号機 6号機</p>	<p>外部電源が確保され、冷温停止状態を確保。</p> <p>タービン建屋内に地下水の一部が進入しており、原子炉の安全確保上重要な設備を水没させないため、サブドレンピットにある低レベルの地下水を4日から海に放出し、9日に終了。</p>
<p>その他</p>	<p>高レベル滞留水を移送するスペースを確保するため、集中環境施設の低レベル滞留水を4日から海に放出し、放出作業は概ね終了。今後、集中環境施設の健全性の確認や止水作業を実施予定。</p>

<海外からの支援>

- 米、仏、英、加、露からは、防護服や個人線量計などの物資が既に到着済み。米、仏、IAEAからは専門家派遣を受け入れているところ。
- 仏から、毛布などの物資が到着済み。

<貿易への影響対応>

- 各国・地域の関係当局が過剰に反応し不当な輸入禁止等の措置をとることがないように情報提供や働きかけを実施。我が国から輸出する鉱工業品について、放射線量の証明書の添付を求められた場合に備え、事業者に対して、①3月18日、検査機関の紹介について、②3月25日、輸出品の生産地における環境放射能水準を記載した文書（商工会議所が発行）等の簡便な形での証明書発行について、それぞれ周知。
- 当省（4月1日）及びJETRO（3月18日）にて、諸外国の輸入規制動向についてウェブページを通して情報提供を実施。また、3月17日、JETROにて海外との取引においてトラブルが発生した際の対応などに係る国内外の企業向け緊急相談窓口を設置。
- 4月11日、NEXIにて、被災者対策として、罹災した中小企業を対象とした①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免を発表。また、風評被害への対応として、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失が貿易保険のてん補対象となり得ることについて具体的事例を挙げて周知。さらに、東日本大震災を受けた貿易取引等に関する相談を広く受け付ける相談窓口を設置。

<東電による避難者支援について>

(1) 人的支援

- 災害直後より、関係自治体の災害対策本部に職員を派遣。首長や避難住民の方に発電所の説明を実施。また、避難所への訪問を踏まえ、物資支援等の支援活動を実施。
- 3月25日から避難所支援要員を派遣し、物資積み卸し、配布、食事準備、介護等を実施中。のべ（現在、延べ595人・日派遣）。また、柏崎刈羽原子力発電所員や協力企業社員（計約400名）を派遣し、がれき撤去やモニタリングポスト設置等も実施。
- 柏崎市及び刈羽村への避難住民受け入れのため、約5,800名の方

へのスクリーニングを実施。加えて、首都圏等に設けられた避難所に各支店より支援要員を派遣（延べ2,000名）。

- 4月6日より炊き出しを実施。4月6日～8日で避難箇所6箇所に豚汁など延べ約1,000食提供。

(2) 物的支援

- 関係自治体のご要望を踏まえ、13日より避難所へ、飲食料品、日用品類、医薬品類等を配送。（現在90避難所へ配送）
- 宿泊施設（社宅392世帯、研修所等901名分）等を仮住まいとして提供すべく福島県に情報提供を実施。柏崎市に対しては社宅（79床）を提供済。

2. 物資対策

(1) ガソリン・軽油等の確保

- 我が国全体の供給余力は十分。問題は、供給ルート・物流の確保。
- 3月17日の緊急対策に基づき、タンクローリーの大量投入（3月末までに約250台を投入）、塩竈・八戸油槽所の機能回復、盛岡・郡山向け鉄道供給の回復、仮設ミニSSの実施・SS復旧、原発周辺地域への燃料供給等を最大限実施。
- これらにより、地域的なばらつきはあるものの、既に、現在、ガソリンを含む石油製品全体について、震災前の東北地方の需要量・日量3.8万キロリットルに対し、既に、概ね日量3万キロリットル（震災前の約8割程度）の供給を回復し、東北全域で震災前の約9割のSSが稼働可能。
- 更に、これらに加え、現在、①タンクローリーの追加投入（50台増／現在までに約290台を投入）、②塩竈油槽所の出荷時間の延長、③鉄道輸送の増便（30日より郡山向け倍増（日量1200kl）等）、④仮設ミニSSの着実実施・SSの仮復旧（コンテナタンクの投入等）、⑤国や元売によるSSの復旧支援の加速等を実施。
- 震災により物理的に当面復旧が困難なものを除き、ガソリン等の供給ルート確保のために講じる対策は全て実施。これらにより、現在の供給量（日量約3万kl）に加え、更に日量数千キロリットル（震災前の需要の1割前後～それ以上）の供給増加とSSの稼働率も更に上昇が見込まれる。加えて、被災地におけるSSの営業状況について、消費者に向け、きめ細やかな情報発信を行う

ため、4月1日より、石油各社によるWEB サイトでのSS営業情報の公表等を開始。

- LPガスの避難所等への無償提供を実施。また3月31日にはLPガスの国家備蓄を活用すべく、4万トンの放出を決定し、4月4日に放出（7日完了）。
- 4月7日深夜の余震による停電の影響により、東北の一部の油槽所の稼働が一時停止したが、設備に特別の異常は無く、停電の復旧に伴い、順次、出荷を再開。9日の塩竈油槽所からの出荷量は7日のそれとほぼ同水準。

(2) その他物資対策

- 被災地から本部を通じて要請された生活必需品（石油ストーブ、カイロ、毛布、発電機等）について調達・配送等を手配中。3月31日までに、対策本部を経由して、各県に搬送を終えた物資は以下のとおり。

石油ストーブ	3,510 台
カイロ	862,400 枚
ラジオ	7,500 個
毛布	119,483 枚
発電機	430 機
衣類	848,480 着
靴・長靴	42,802 足
石鹸	60,000 個
トイレットペーパー	332,757 ロール
石油製品	12,000kl

- 3月20日、所管業界団体等（約750）に対し生活支援物資、人的支援、社宅等の自主的提供を要請。4月1日までに、229社から物品等の提供の申し出を頂いている。（4月5日公表）
- 3月25日、被災者の生活必需品購入等を支援するため、信用購入あっせん業者に対し、クレジットカードの再発行等に迅速かつ柔軟に応じるよう要請。

<海外からの支援>

- 中国政府から、ガソリン及び軽油が無償提供され、石油業界の協力を得て受入れ済み。

○仏から、毛布などの物資が到着済み。

3. 電気・ガス

(1) 震災による停電・ガス供給停止

○東京電力管内の停電は3月19日01:00までに復旧済み。

○東北電力管内の停電は、約36万戸。(11日18:00現在)

岩手県内 一部地域で停電(約3万戸)

宮城県内 一部地域で停電(約9万戸)

福島県内 一部地域で停電(約24万戸)

○都市ガス等の供給は、約34万戸が復旧したが、仙台市の約8万戸をはじめ、石巻市、塩釜市、いわき市等計約16万戸で引き続き供給停止中。(11日20:30現在)

(2) 災害特別措置

○4月11日までに災害救助法が適用された宮城県全域等の計152の市町村等において、被災した電気の需要家に対し、電気料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、東北電力又は東京電力について実施。

○4月11日までに災害救助法が適用された宮城県仙台市、福島県福島市等の延べ86の市町村等において、被災したガスの需要家に対し、ガス料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、仙台市ガス局等の申請のあった94のガス事業者について実施。

○4月11日、災害救助法が適用された市町村等において被災した電気及びガスの需要家が、事業者の管内もしくは管外の公営住宅等に移転した場合においても、料金の支払期限の延長等が適用される特別措置の認可を、全ての電気事業者及び仙台市ガス局等の申請のあった223のガス事業者について実施。

<海外からの支援>

○現代重工業(韓国)から、移動式発電機4基(発電量1.4MW/基)が提供。東京電力の姉ヶ崎火力発電所に設置中。4月末の運転開始を見込む。

4. 中小企業対策

(1) 資金繰り支援

- ① 3月12日の激甚災害の指定を受け、14日より、被災中小企業に対する信用保証協会による災害関係保証や日本公庫、商工中金等による災害復旧貸付の金利引下げ等を開始。
- ② また、本年4月からの信用保証協会によるセーフティネット保証について、昨年7—9月期のデータを基に判断した48業種で実施するのではなく、その業種判断を据え置いて、来年度上半期は82業種で実施することとする旨23日に公表。
- ③ さらに、本年4月からの日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付について、平成23年度予算等を活用し、①業況が厳しく、3%を超える金利が適用される者に対する金利減免措置、②売上減少や雇用の維持・拡大等の要件を満たす中小企業に対する、貸付後3年間の最大0.5%の金利引下げ措置を実施する。
- ④ 都道府県と中小企業基盤整備機構が行う組合等による工場団地の施設整備等に対する貸付（高度化貸付）について、整備した施設・資産が被災する等により事業継続が困難になった事業者に対し、中小企業基盤整備機構が債権放棄や償還猶予、返済期限の延長を迅速に行うこととし、同様の措置を都道府県知事に対しても要請した。
- ⑤ 日本政策金融公庫による小規模事業者向け無担保・無保証人による低利融資（マル経融資。貸付限度額1,500万円）について、迅速な復興資金の供給の観点から、商工会、商工会議所の経営指導員が十分に指導を行っている場合には指導期間が6ヶ月に満たない場合でも融資を受けられることとした。
- ⑥ つなぎ融資等を必要とする被災中小企業者の資金繰りを容易にするため、岩手県、宮城県、福島県の信用保証協会に対して、国が設けた基金を活用して、無利子貸付けを行って財務基盤を強化し、民間融資をバックアップする。
- ⑦ 中小企業倒産防止共済制度（連鎖倒産防止のため、売掛金債権のある取引先が倒産した場合に、掛金総額の10倍を限度として無担保・無保証で無利子貸付けを行う共済制度）に関して、手形・小切手が不渡りとなっても取引停止とならないとの今般の災害で適用された猶予措置のケースについても、倒産状態にあるとして

貸付けが受けられることとした。

(2) 災害復旧支援

- ①被災地での地域コミュニティの機能回復に向け、被災した商店街の復旧を支援する事業を既存の予算を活用することにより実施。予算規模は4.0億円(1件あたり上限500万円、下限30万円)。96件を交付決定(うち、岩手・宮城・福島の場合は49件)。その後、募集終了後も制度活用への強い要望が寄せられたことを受け、平成23年度事業(予算額:2億円の内数)として再度募集を実施。
- ②震災により大きな被害を受けた中小企業等の事業活動の再開を支援するため、これらの地域において、早急に仮設店舗や仮設工場を整備することを決定。具体的なニーズの把握や設計準備調査のため、仙台、盛岡、福島等に中小企業基盤整備機構の職員計37人(建築士、技術士等の専門家を含む)を派遣。同時に中小企業庁職員も派遣し、自治体等との調整を担当。

(3) 官公需

- 3月25日、今般の災害による影響を受けた中小企業者に関して、官公需における一層の受注機会の増大を図るため、きめ細かな相談対応や発注情報の積極的な提供に加え、平成22年度内の履行が困難となった契約について繰越等の措置を必要に応じて講じることを各府省等に要請。

(4) 広報・相談体制

- ①地震が発生した3月11日より、全国の公的金融機関や商工会議所等に特別相談窓口を設置(4月10日現在の相談実績は35,415件)。
- ②資金繰りや経営支援など幅広く相談を受けて、専門家から回答する「中小企業ワンストップ電話相談」を実施中(電話番号:全国一律0570-064-350)。3月のみならず4月以降も継続する旨を発表。この仕組みの周知を今後徹底していく。
- ③3月22日、必要な中小企業対策を検討・実施していくため、政府と中小企業関係機関との情報共有を密にすべく、中山経済産業大臣政務官を本部長とする「東北地方太平洋沖地震中小企業対策

連絡本部」を設置。

- ④政府及び政府関係機関の中小企業施策関連情報を、中小企業関係機関経由で提供中。提供を受けた機関は、傘下の地方支部局や構成団体を含むネットワーク、情報提供ツールを最大限に活用し、可能な限り会員や取引先以外の中小企業者にも広く情報提供。
- ⑤3月26日、各特別相談窓口や地方自治体等に、「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック」や「中小企業ワンストップ電話相談」の広報資料を配布し、被災中小企業者への周知強化を改めて要請。さらに、被災地の商工会、商工会議所の協力により、避難所を重点的に2万8千部配布・掲示するほか、関係機関を通じて全国に10万部を配布する。また、全国商工会連合会が独自にガイドブックを作成し、商工会を通じて全国に20万部を配布する。
- ⑥3月29日、中小企業基盤整備機構が、被災地域の実態を把握しつつ中小企業へのアドバイスを行うべく、経営支援等の専門家チームを派遣し、また、仙台、盛岡、福島に現地支援拠点を設置することを決定。
- ⑦また、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が、被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県等）に出張し、中小企業からの金融相談を受け付ける出張相談会を実施している。
- ⑧被災地において独力での相談対応が困難となっている商工会や商工会議所に対し、平成23年度事業である中小企業支援ネットワーク強化事業（経済産業局が中小企業支援の専門家を選定し、商工会や商工会議所等中小企業支援機関へ派遣する事業）を活用して全国から専門家（4月11日時点での登録専門家：313人）を派遣し、現地における緊急の相談体制を整備。

5. 被災工場等の再開支援

- 3月12日、震災被害を受けた企業に対し、日本政策金融公庫を通じ指定金融機関から融資を行う「ツーステップローン」を開始。3月23日、特に中堅・大企業向けに借入上限額（20億円）を撤廃。

6. 情報発信

- 発電所の現状や経済産業省の対応に関する最新情報を、会見やHP

を通じて発信。英語情報については、3月22日より、メーリングリストを通じて、外国政府関係者及び外国プレス、国内外の企業、有識者等に提供。

- 国や自治体が活用する Twitter (ツイッター) の公式アカウントを一覧できる Web サイトの活用により、現在出回っているインターネット上での流言飛語(原発周辺でのウソの爆発音やありもしない救援物資等の情報)を抑止し、信頼できる情報の流通に努めている。

7. その他

- 3月28日、被災者がクレジットカード会社のコールセンター等に問い合わせできるように、各社の問い合わせ窓口をリストにし公表。市町村に各避難所への連絡を依頼。
- 3月29日、家電エコポイント及び住宅エコポイントの交換商品に「東北地方太平洋沖地震の被災地支援寄附(義援金)」の追加を決定。寄附に交換されたポイントは、各エコポイント事務局から日本赤十字社に義援金として全額寄付。
- 生協の要請を受け仙台空港岩沼工業団地の現状を把握し、早期の流通機能回復を検討。瓦礫処理の優先実施の可能性を打診するとともに、流通業者による効率的設備運用、電気事業者による早期配電を要請。
- 経産省食堂にて、本日4月11日(月)より、茨城県産の白菜・ネギや福島県産の鶏肉・豚肉を使った「被災地支援メニュー」の提供開始。

不列示
ERC 総務班 内山課長
支障 " , 住民安全班

← 支障 住民安全班

取扱い注意

機密性 2

23. 4. 18

福島第二原発に係る避難指示の範囲の縮小及び警戒区域の設定に係る
伊藤危機管理監との調整結果について

4月18日に開催された緊急参集チーム終了後伊藤危機管理監と西本審議官・
福島審議官が標記について打ち合わせたところ、結果は以下の通り。

- 福島第二原発に係る避難指示の変更（範囲の縮小）指示と福島第一原発に係る避難指示区域（20km圏内）に係る警戒区域の設定はパッケージで行うこととする。
- 福島第二原発に係る安全措置の準備状況にかんがみ、避難指示の変更及警戒区域の設定に係る指示についての公表は21日午前の定例の官房長官会見において行うこととする。
- 警戒区域の発動時期（設定完了時間）は、4月21日24時（22日0時）とする。

福島審議官からの
追加情報
(20:45)

★警察の実行部隊の実情を踏まえて再調整中。
(早朝～?)

★計画区域の指示・告示は、
12日20日ほど進んでいるが、副長官
加筆している。

4 / 20 官房長官記者会見 想定問答

問. 福島第一原子力発電所周辺の警戒区域の設定と一時帰宅（一時立入）の準備状況如何。

答

- 福島第一原子力発電所のプラントが十分に安定していない状況にあり、引き続き避難指示が出ている半径20km圏内には、健康と安全の確保のため、国や自治体等の特段の指示がない限り立ち入らないでいただきたいが、実効ある立入制限を行う一つの手法として、警戒区域の設定についても地元自治体等と検討を進めている。
- また、一方で、着の身着のままに近い状態で避難をされた住民の方々から、一時帰宅への強い要望がある中、20km圏内の綿密なモニタリングを実施するなど、安全を確保しつつ一時帰宅を可能とする具体的方策などを準備・検討しており、関係の自治体等とも詳細の詰めを行っている。
- 現時点で、いつ警戒区域の設定や一時帰宅の実施ができるかは確定していないが、自治体等との綿密な相談を行い、できるだけ早期にこうした措置がとれるよう精力的に準備を行う。

(現地対策本部長御発言メモ)

以下の2点について、関係市町村長と調整を了したので、明日21日朝7時に、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣から関係市町村長に対し、関連の指示を出すこととし、明日午前11時を目途に行われる予定の官房長官記者会見で発表することといたしました。

1. 福島第二原子力発電所の避難区域の見直し

- 現在、福島第二原子力発電所の各号機は、冷温停止状態が確保され安定した状態にあります。また、すべての送電回の復旧や緊急時に必要となる電源車、ポンプ車も配備されるなどの対策が講じられています。
- このような状況を踏まえ、明日4月21日には、政府として、現在福島第二原子力発電所を中心とした半径10km以内としている避難区域を半径8km以内に縮小することを決定する見通しです。
- これにより、福島第一原子力発電所の半径20km以内の避難区域に該当しない、いわゆる「三日月状地域」が避難区域から解除されることとなります。

2. 警戒区域の設定と一時立入りについて

- 同時に、これまで福島第一原子力発電所半径 20 km 圏内を避難指示区域としておりましたが、今般、関係自治体との調整も整ったことから、内閣総理大臣から関係市町村長に対し、新たに 20 km 圏内を警戒区域に設定する指示を発出することとなりました。
- 当該指示に基づき、関係市町村長は 4 月 22 日に警戒区域を設定することとなります。本措置により、当該区域には消防や警察、自衛隊等の緊急事態応急対策に従事する者以外の者が市町村長の許可なく立入りを行うことは禁止されることとなります。
- あわせて、20 km 圏内の被災者の方々から御自宅への一時立入りへの強い希望があることから、警戒区域の設定に併せて、関係自治体と調整の上、安全確保に万全を期し、出来るだけ速やかに一時立入りを実施する予定です。

(別紙)

関連指示の対象となる市町村長

	第二避難区域の見直し	警戒区域、一時立入り
福島県知事	○	○
広野町長	○	×
楡葉町長	○	○
富岡町長	○	○
大熊町長	○	○
双葉町長	×	○
浪江町長	×	○
川内村長	×	○
南相馬市長	×	○
田村市長	×	○
葛尾市長	×	○

4月21日(木)午前 枝野官房長官 記者会見冒頭発言(案)
(警戒区域の設定と一時立入りの基本的考え方及び福島第二原子力発電所に関する避難区域の見直しについて)

【警戒区域の設定】

- 福島第一原子力発電所から半径20km圏内の避難指示区域にお住まいであった皆様には、大変なご迷惑とご不便をおかけしております。
- この地域については、プラントもいまだ安定していない現時点では、線量の多寡にかかわらず、安全上の大きなリスクが懸念されるため、決して立ち入らないでいただきたい、と繰り返しお願いしてまいりました。
- 今般、関係自治体との調整も整ったことから、災害対策基本法に基づく警戒区域に設定することとし、先ほど、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長から関係市町村長等に対する指示が発出されました。22日午前0時をもって、警戒区域として設定される予定です。
- これにより、緊急事態応急対策に従事される方や、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りが禁止されることとなります。
- この結果として、20km圏内にお住まいであった皆様方の、防犯上の御懸念にも応えることになれば幸いと考えております。

【一時立入りの基本的な考え方】

- 一方で、一時立入りについて、着の身着のまま避難された住民の皆さんから強い希望や公益上の理由から立ち入る必要がある場合があることを踏まえ、政府において、その進め方について検討を進めてまいりました。

- その結果、まず、個別の御家庭については、安全確保に万全を期すとともに、まずは、希望する世帯を一巡するという観点から次の考え方で実施することといたします。
 - (1) 一世帯あたり代表者一名に絞った上で、20km圏内への立入りは、バスを利用し集団で行動すること
 - (2) 安全上必要な装備をした上で、帰る際にはスクリーニングを確実に実施すること
 - (3) 持ち出し品は、必要最小限のものとし、在宅時間は最大2時間程度とすること
- 次に、立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる法人等については、個別に判断の上、立入りを認めることとします。

- 今後、この基本方針に基づいて、後ほど文部科学省から公表される予定の20km圏内のモニタリング結果を踏まえ、さらに立ち入り直前にもモニタリングを実施するなどして安全の確保に万全を尽くし、具体的な実施手順については関係自治体と調整しながら、できるだけ早期に実施する予定です。

- 避難されている皆様には、引き続き、大変なご不便をおかけしますが、もう少しお待ちいただくようお願いいたします。

警戒区域の設定について

平成23年4月21日
原子力被災者生活支援チーム

原子力災害対策特別措置法に基づき、現地对策本部長より、関係市町村長等に対し、福島第一原発に関する避難指示の区域に関し、警戒区域の設定について指示することとしたいと考えているところ、その概要以下の通り。

1. 警戒区域設定の必要性

避難指示区域は、立ち退きを指示された区域であり、立入りしないよう要請しているところであるが、当該地域に立ち入る居住者等が確認されているところ。

これらの者の安全を確保することが困難であるほか、同区域外への影響も懸念されていることから、新たに同区域を強制的な措置である警戒区域として設定し、居住者等の生命・身体に対する危険を防止することが必要。

2. 警戒区域の対象地域及び設定日時

(1) 対象範囲

福島第一原発に係る避難指示区域（半径20km圏内の区域）

(2) 日時

① 指示発出日時

4月21日11時

② 警戒区域の発動日時

4月22日0時

3. 警戒区域の法的な効果

警戒区域は立ち入り制限として設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の立ち入りを制限。立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留。

警戒区域設定及び一時立入りに係る想定問答集

【1. 警戒区域の設定】

- 問 1. 避難指示で十分であり、警戒区域の設定（罰則による担保）までは不要ではないか。
- 問 2. 警戒区域設定の時期が遅すぎるのではないか。
- 問 3. 計画的避難区域も警戒区域とするのか。
- 問 4. 警戒区域への立入許可の判断基準は。

【2. 一時立入りについて】

- 問 5. なぜ1世帯あたり1名なのか。
- 問 6. 立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者とは。
- 問 7. 立入りが可能な区域は。
- 問 8. 対象人数はどの程度か。
- 問 9. どの程度の期間で1巡をさせる予定か。
- 問 10. 複数回の立入りは可能か。
- 問 11. 必要最小限の持ち出し品とはどの程度のものか。
- 問 12. 車の持ち出しは可能か。
- 問 13. ペットの持ち出しは可能か。
- 問 14. 装備品は誰が手配するのか。
- 問 15. 被ばく線量管理はどのようにするのか。
- 問 16. 立入りの時間の考え方は。
- 問 17. 立入りの前提となる気象条件とは何か。
- 問 18. 医療体制や緊急時の体制はどうなっているのか。

【1. 警戒区域の設定】

問1. 避難指示で十分であり、警戒区域の設定（罰則による担保）までは不要ではないか。

答

- 1 これまで、避難指示に反して、避難指示区域に立ち入る方が確認されている。しかし、プラントもいまだ安定していない現時点では、安全上の大きなリスクが懸念される。
- 2 このため、住民の皆様の生命、身体の危険防止の観点から、当該区域を新たに警戒区域とすることにより、同区域への立入りを原則として禁止することとするもの。

問2. 警戒区域設定の時期が遅すぎるのではないか。

答

警戒区域の設定は市町村長の権限であり、これまで実施方法などについて関係市町村と調整してきたため時間を要したもの。

問3. 計画的避難区域も警戒区域とするのか。

答

計画的避難区域については、現在のところ、警戒区域として設定することは考えていない。

問4. 警戒区域への立入許可の判断基準は。

答

- 1 立入りに関しては、気象条件等を考慮しつつ、必要な防護措置や立入時間など、放射線障害の防止の観点から条件を設定することとしている。
- 2 今回の一時立入りに関してもこのような観点を考慮した上で、基本的な考え方を取りまとめたもの。

【2. 一時立入りについて】

〈① 対象者・対象地域〉

問5. なぜ1世帯あたり1名なのか。

答

①早期に多くの世帯の立入りを実現するとともに、②安全確保に万全を期すため、1世帯あたり1名とさせていただいた。なお、安全上の観点から、妊婦や中学生以下の児童・生徒の立入りは認めない。

問6. 立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者とは。

答

① 行政サービスを充実させる為に必要な市町村役場への一時立入り、② 公共サービスの提供に不可欠な製品を製造している工場などへの図面や金型回収のための一時立入りなどを想定している。

問7. 立入りが可能な区域は。

答

20km圏内のうち、以下の区域は安全確保の観点から、立入りは認めない。

- ①プラントが未だ安定していないことから福島第一原子力発電所から半径3km圏内の区域
- ② 高い空間線量率等により、立入りのリスクが大きいと考えられる区域
(立入り前日に対象地域のモニタリングを実施予定)
- ③ 津波の被害を受けた地域であり、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域

問8. 対象人数はどの程度か。

答

20km圏内の9市町村合計で最大27,000世帯程度が対象。

(内訳)

大熊町 : 3,955	檜葉町 : 2,573
葛尾村 : 80	双葉町 : 2,393
川内村 : 373	南相馬市 : 4,063
田村市 : 201	浪江町 : 6,722
富岡町 : 6,141	合計 : 26,501

問9. どの程度の期間で1巡をさせる予定か。

答

自治体の準備状況や気象条件などによって変わりうるが、1ヶ月～2ヶ月程度で希望する世帯の方全てに一時立入りをしていただきたいと考えている。

問10. 複数回の立入りは可能か。

答

希望する皆様にすべて出来るだけ早期に立入りをしていただくため、まずは各世帯1回の実施と考えている。

問11. 必要最小限の持ち出し品とはどの程度のものか。

答

20km圏内はバスで往復することから、立入りする方が自分で持ち運びができ、バスに持ち込むことができる範囲のものと考えている。

問12. 車の持ち出しは可能か。

答

安全確保の観点から、20km圏内はバスにより集団で移動していただくこととしているが、今後自治体と実施手順を相談していきたい。

問13. ペットの連れ出しは可能か。

答

ペットの連れ出しに関しては、スクリーニング等の体制について調整を行っているところであり、今後関係者と実施手順を相談していきたい。

問14. 装備品は誰が手配するのか。

答

皆様の安全の確保の為、防護服、手袋、靴カバー、帽子などや、線量計、トランシーバーを国において手配する予定であり、住民の皆様にご用意をいただく必要はない。

問15. 被ばく線量管理はどのようにするのか。

答

一時立入りには電力会社職員など、線量の管理が行える者が同行することを予定している。

また、各人の線量が1mSv以下となるようにするために、全員が線量計を携帯する。

問16. 立入りの時間の考え方は。

答

- 1 原子力安全委員会の助言に基づき、1回の立入りによる線量が1mSv以下になるよう、滞在時間を計画することとしている。区域内の線量については必ずしもモニタリングが十分ではないことから安全を重視して区域内への立入りを全体で最大5時間としたところ。
- 2 この場合、移動やスクリーニング等に要する時間を踏まえると、在宅時間は最大2時間と考える。

問17. 立入りの前提となる気象条件とは何か。

答

降雨や発電所からの風向などを考慮する。雨天等を避けるほか、立入地域が福島第一原子力発電所の風下となる場合は、その影響を慎重に判断する。

問18. 医療体制や緊急時の体制はどうなっているのか。

答

一時立入りには、地区代表者や自治体職員、放射線管理を行う方などに同行していただき、緊急時の対応が適切にとられるよう体制を整えた上で実施する。
なお、現場責任者は、緊急時に備えて、安定ヨウ素剤を所要量準備する。

公 示 (案)

平成23年4月22日9時40分

1. 緊急事態応急対策を 実施すべき区域

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径20キロメートル圏内の区域
- (2) 平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（(1)の区域）を除く以下の区域
- ・葛尾村
 - ・浪江町
 - ・飯館村
 - ・川俣町の一部：山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班
 - ・南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班
- (3) 原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（(1)の区域）を除く以下の区域
- ・広野町
 - ・楢葉町
 - ・川内村
 - ・田村市の一部：都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、2

	<p>58林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部</p> <p>・南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち、(2)の区域を除いた区域</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分</p> <p>発生場所 福島第一原子力発電所</p>
<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>〈避難区域〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の居住者等は、避難のための立退きを行うこと。</p> <p>〈警戒区域〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内は原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定されたこと。 緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられること。</p> <p>〈屋内退避区域の解除〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の居住者等に対しては、屋内への退避を行うことが解除されること。</p> <p>〈計画的避難区域〉 1. (2)の区域は計画的避難区域と設定されたこと。 当該区域の居住者等は、原則としておおむね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。</p> <p>〈緊急時避難準備区域〉 1. (3)の区域は緊急時避難準備区域と設定されたこと。 当該区域の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域にお</p>

	<p>いては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。</p>
--	---

指 示 (案)

平成23年4月22日9時40分

福島県知事 殿
浪江町長 殿
川内村長 殿
楢葉町長 殿
南相馬市長 殿
田村市長 殿
葛尾村長 殿
広野町長 殿
いわき市長 殿
飯館村長 殿
川俣町長 殿

平成23年(2011年)福島第一及び第二
原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

福島第一原子力発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に指示していた屋内への退避を解除すること。

また、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定したので、当該区域内の居住者等は、以下のとおり、避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこと。

① 計画的避難区域

以下の区域内の居住者等は、原則としておおむね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。

葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって、平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長(以下「原子力災害対策本部長」という。)が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)を除く区域。

川俣町の一部：山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班

南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班

② 緊急時避難準備区域

以下の区域内の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることが妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。

広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部であって、原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内

の区域)を除く区域。

田村市の一部：都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに
市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林
班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林
班まで及び301林班から303林班までの一部

南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで
屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キ
ロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち、①の計画的避
難区域を除いた区域

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定について

平成23年4月22日
原子力被災者生活支援チーム

1. これまでの経緯

- 4月10日（日） 福島県知事や関係市町村長を内々に訪問、事前説明
（福山官房副長官、松下副大臣）
- 4月11日（月） 官房長官記者会見において、計画的避難区域等の新たな設定についての考え方を公表
- 4月16日（土） 川俣町、飯舘村への説明（現地）
（福山副長官、平野副大臣、松下副大臣）
- 4月17日（日） 福島県知事、川俣町長、飯舘村長、南相馬市長との
面談（枝野官房長官）
- 4月19日（火） 川俣町長、飯舘村長との面談（官邸）
（福山副長官）
- 4月21日（木） 福島県知事、富岡町長、川内村村長、大熊町長、
田村市長、郡山市長との面談（菅総理）
- 4月22日（金） 官房長官記者会見において、計画的避難区域、緊急
時避難準備区域の設定を発表

2. 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」とは

(ア) 計画的避難区域

① 基本的考え方

- 事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね1ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める。
- 国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（20～100ミリシーベルト）を考慮。

② 範囲（別添①参照）

- 飯館村（全域）
- 川俣町の一部（山木屋地区）
- 葛尾村（20km 圏内を除く全域）
- 浪江町（20km 圏内を除く全域）
- 南相馬市の一部

(イ) 緊急時避難準備区域

① 基本的考え方

- 福島第一原子力発電所の事故の状況がまだ安定していないため、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にある。
- このため、緊急時避難準備区域においては、住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められます。

② 範囲（別添①参照）

- 広野町
- 楡葉町（20km 圏内を除く全域）
- 川内村（20km 圏内を除く全域）
- 田村市の一部
- 南相馬市の一部

3. 自治体支援体制の強化（現地政府対策室の発足）

- 飯館村、川俣町による計画的避難を着実かつ円滑な実施を支援するため、4月22日（金）、経済産業省、総務省、農水省、厚労省や県職員から構成される現地政府対策室を発足。別添②参照。
- 主なミッション
 - 1) 町村ごとの計画的避難のための計画策定を支援。
 - 2) 住民一人一人の事情に応じたきめ細かな相談・避難アレンジ、生活支援などを実施。

等

4. 計画避難実施のための主な課題

(ア) 受け入れ先の確保

- ① 仮設住宅、雇用促進住宅、民間アパート借り上げ、旅館・ホテルなどの多様な施設から必要数を確保する必要
- ② 現地の希望が強い県内については、残りの数も少なく、他の避難者との優先順位付けが課題
- ③ 仮設住宅については、特に、用地取得

(イ) 一時立入の扱い（住民の立ち入りルールの設定等）

(ウ) 住民の生活や経済活動に不可欠な施設の扱い

市町村が不可欠と判断する社会福祉施設、工場等の取り扱いについてのルールの設定

(エ) 産業支援／雇用支援

- ① 農畜産業支援
－家畜の移動、農作物の作付の扱いの明確化等、土壌浄化など避難終了後の営農支援
- ② 商工業支援
－経営継続のための支援、移転先での操業支援
- ③ 雇用の確保
－避難先での雇用確保についての支援

(オ) 賠償についての基準概要の早期明確化

以上

計画的避難区域の人口・戸数

飯館村 (平成23年1月1日 現在)

	世帯数	人口数
合計	1,715	6,211

葛尾村 (平成23年3月1日 現在)

	世帯数	人口数
合計	477	1,565

(参考) 総人口のうち約280名程度は20km圏内

浪江町 (平成17年10月1日 現在)

集落名	各集落の世帯	各集落の人口数
赤宇木	122	389
津島	127	379
羽附	27	101
南津島	145	470
下津島	57	172
合計	478	1,511

(参考) 総人口は約21,000人、うち約19,500人が20km圏内

川俣町 (平成23年3月1日 現在)

集落名	各集落の世帯	各集落の人口数
山木屋	341	1,193
合計	341	1,193

南相馬市(現地駐在より聴取)

字名	世帯数	人口数
和田城	0	0
助常	0	0
吹屋峠	0	0
七曲	0	0
森	2	4
枯木森	0	0
五台山	2	2
横川	2	2
薬師岳	0	0
行津	1	2
合計	7	10

各区域合計数	世帯数	人口数
	3,018	10,490

緊急時避難準備区域の人口・戸数

広野町 (平成23年2月28日 現在)

	世帯数	人口数
合計	1,968	5,502

楢葉町 (平成22年国勢調査)

	世帯数	人口数
合計	2,576	7,701

川内町 (平成23年2月25日 現在)

	世帯数	人口数
合計	1,120	2,992

田村市 (平成23年4月1日 現在)

集落名	世帯数	各集落の人口
都路町	982	2,972
船引町横道	82	270
常葉町堀田	51	200
常葉町山根	165	539
合計	1,280	3,981

南相馬市(平成23年4月1日 現在)

	世帯数	人口数
合計	約17,000	約47,000

(参考) 原町区の世帯数及び人口数。
原町区は大部分の地域が20~30km圏内に包含
鹿島区、小高区の一部も緊急的避難準備区域
に含まれるが数百人程度。
(20~30km圏内の人口数は47,400人)

各区域合計数	世帯数	人口数
	約23,944	約67,176

(想定問答 (支援チーム作成))

問 1. 今回発表された「積算線量推定マップ」において、来年3月11日までの年間積算線量が新たに20mSvを超える地域が出てきたが、それらの地域を計画的避難区域として指定する必要はないのか。

- 4月22日に計画的避難区域の設定をした際には、部分的に年間20mSvを超えると予測された地域であっても、地域全体としてはこの目安を超えないとの見通しがあった場合には、そうした地域は計画的避難区域としていない。
- 文部科学省が6月3日に公表した年間積算線量の推定値では、南相馬市原町区大原、伊達市霊山町上小国の2地点において、初めて年間20mSvを超える推定値が示された。
- 両地点の3月12日から5月25日までの積算線量は約6~7mSvであり、測定値には日々の変動もあることから、~~(今回のマップ更新に伴って計画的避難区域の設定を変更する~~

~~必要はないと考えているが、)~~ 今後の環境モニタリングの結果を注視していく必要があると考えている。

○なお、積算線量が年間20ミリシーベルトを超えたとしても直ちに健康に影響を及ぼすことないことから、今後3月11日までその地点で居住し続けた場合においても、直ちに健康に影響を及ぼすことはないと考えている。

○いずれにせよ、政府としては、年間20mSvを超えると予測された地域住民の方々のご心配にも答えるため、地元自治体と連携し、放射線の専門家とともに、モニタリング結果や放射線の健康への影響などについて丁寧に説明を行ってきたところであり、今後ともこのような取組を継続してまいりたい。

(想定問答 (支援チーム作成))

問1. 今回発表された「積算線量推定マップ」において、来年3月11日までの年間積算線量が新たに20mSvを超える地域が出てきたが、それらの地域を計画的避難区域として指定する必要はないのか。

○4月22日に計画的避難区域の設定をした際には、部分的に年間20mSvを超えると予測された地域であっても、地域全体としてはこの目安を超えないとの見通しがあった場合には、そうした地域は計画的避難区域としていない。

○文部科学省が6月3日に公表した年間積算線量の推定値では、南相馬市原町区大原、伊達市霊山町上小国の³地点において、初めて年間20mSvを超える推定値が示された。

○両地点の3月12日から5月25日までの積算線量は約6~7mSvであり、測定値には日々の変動もあることから、今後の環境モニタリングの結果を注視していく必要があると考えている。

避難範囲の決定に係る経緯等について
(丸川珠代事務所からの照会関係)

平成 23 年 6 月 7 日(火)
原子力災害対策本部(ERC)

平岡次長によれば、以下の経緯で避難範囲の拡大等が決定された。

1. 検討体制

(1) 場所：

官邸 5 階会議室又は地下の危機管理センター会議室

(2) 検討：

官房長官、副長官、細野補佐官から、最悪の場合の事象の推移や避難範囲等について質問があり、それに対して原子力安全委員長、保安院次長、東電(武黒氏)から説明を行った。

これを踏まえて、官房長官等により避難範囲やタイミングの案が決められ、総理に報告された。

(3) 現地本部との関係：

マニュアルでは現地対策本部で首長を入れて決めることになっているが、今回は複数炉において第 15 条事象が発生するという事態となったことに加え、地震被害により地元自治体からの参集体制を構築することができなかつたことから、マニュアルどおりの対応はとることができず、緊急的に避難範囲が決められた。

2. 個別の経緯

(1) 3km 圏内の避難指示

3 月 11 日 19:03 の緊急事態宣言を受け、その後の事態の推移について官房長官等から質問があり、原子力安全委員長、保安院次長、東電(武黒氏)から、最悪の場合には炉心損傷もあり得ることを説明した。避難範囲については、原子力安全委員会の防災指針に定められた「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」が 8~10km であることや、IAEA 文書で示された予防的措置範囲(PAZ)が 3km となっていることなどを説明した。

これを受け、3km 圏内の避難が決定された。

(2) 10km 圏内の避難指示

1 号機においてベントの準備が進められていたことを踏まえ、10km の範囲を避難区域とすれば十分であることが原子力安全委員長から説明され、次長も同意見であることを述べた。東電からの事象の進展見通しと併せて、官房長官等により 10km 圏内を避難範囲とする案が決められ、総理に報告された。

(3) 20km 圏内の避難指示

20km 圏内を避難範囲とするに当たっては、1 号機の水素爆発の後であったことから、原子力安全委員長等から技術的提案を行ったのではなく、総理から 20km 圏内を避難範囲とする案が示され、そのように決定された。

6/10 丸川

想定1. 3月12日5時44分に、福島第一原発から10km圏内の避難を指示した理由如何。ベントの指示の前に避難指示を出すべきではなかったのか。

- 政府としては、3月12日午前1時30分にベントすべきという姿勢を明確にし、その方針を東京電力に伝えていた。3月11日21時23分に、既に、半径3km圏内からの避難、半径10km圏内の屋内退避を指示し、住民の安全を確保している。
- その後、1号機の格納容器の圧力がさらに上昇し、ベントがなかなか実施されないことから、万が一の格納容器の破損などの深刻な事態に備えて、住民の安全に万全を期すため、3月12日5時44分、10km圏内からの避難を指示したものの。

【参考1】5月16日 衆・予算委 議事録 (抜粋)

○西村委員

勿論、現場でこれを実行するのは東電です。しかし、それを命令しなければいけないんです。やらせなければいけないんです。そして、今、お聞きをした本気でベントをやる気があるなら、いいですか。5時44分という時間に10km圏内の住民の避難指示をしているんです。これは総理が出されているんです。本部長である総理の指示で、10km圏内の住民の避難指示をしているんです。ベントをやるためです。

総理、この10km圏内に何人住んでいるか御存じですか。

○枝野国務大臣

避難指示については、総理、それから海江田経済産業大臣と御相談をして整理をいたしておりましたので、私から答弁をさせていただきます。

ベントをやるから5時44分に10km圏内の住民の避難指示を出したものはございません。むしろ、その前の晩から3km圏内についての避難指示をたしかしていたはずでございますが、ここは先ほど来、総理、経産大臣が御答弁申し上げておりますとおり、東京電力に対してベントをするようにと、そして、東京電力もベントをすと言いながら、ベントがなされていない状況が続きましたので、万が一にも、これは圧力が高まるということでございますので、万が一にも更に悪い状況になる可能性を備えて、10km圏内に影響を及ぼす可能性があるということ、この時点で10km圏内の避難指示を出したものでございます。

【参考2】福島第一原子力発電所の1号機ベント操作に係る時系列

3月11日（金）

- 16時45分 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づき、原子力防災管理者（発電所長）より経済産業大臣に対し、福島第一原子力発電所1、2号機について原子力災害対策特別措置法第15条事象（非常用炉心冷却装置注水不能）に該当する旨の通報
- 21時15分 東京電力より、原子力安全・保安院に対し、福島第一原子力発電所2号機の事態進展に関する評価を報告（燃料棒上端までの水位到達予想21:40頃、炉心損傷開始予想22:20頃、原子炉圧力容器破損：23:50頃）
- 21時23分 原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、内閣総理大臣より関係地方公共団体に対し、以下を指示
- ・福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示
 - ・福島第一原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内待避指示
- 22時00分 原子力安全・保安院は、「福島第一2号機の今後の進展について」を作成。
「2号機の炉心露出は22時50分、燃料被覆管破損は23時50分、燃料溶融は24時50分、原子炉格納容器設計最高圧到達（527.6kPa）は27時20分、その場合原子炉格納容器ベントによる放射性物質の放出が必要」と予測。
- 22時44分 原子力安全・保安院が福島第一原子力発電所の2号機の事態進展を評価した「福島第一2号機の今後の進展について」を官邸危機管理センターに報告。

3月12日（土）

- 0時57分 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づき、原子力防災管理者（発電所長）より経済産業大臣に対し、福島第一原子力発電所1号機について原子力災害対策特別措置法第15条事象（格納容器圧力異常上昇）に該当する旨（1号機の格納容器圧力が600kPa（設計上の最高使用圧力427kPa）を超えている可能性がある旨）の通報
- 1時30分頃 福島第一原子力発電所1号機及び2号機のベントの必要性について、原子力安全委員長及び東京電力武黒フェローが総理へ、原子力安全・保安院次

長及び東京電力小森常務が経済産業大臣へ説明し、了解を得る。

- 2時15分～ 原子力安全・保安院が会見にて、以下を言及
- ・現時点では圧力を外に出すということが決まったわけではないが格納容器の圧力が800kpaになったら、手順書に従って、弁をあける可能性がある
 - ・ただし、ベントの判断は一義的には、事業者の判断となる
 - ・弁を開けるとときには、事前のアナウンスをする
- 3時02分 東京電力より、原子力安全・保安院に対し、「2号機のRCIC（原子炉への冷却系）が動いていることを現場で確認」と連絡。
- 3時06分～ 海江田経済産業大臣は、記者会見で「格納容器内の圧力が高まっており、弁を開いて圧力放出する旨、東電より報告を受けた」旨発表。東京電力小森常務は、「安全性を確保するために、規制当局の保安院の判断を仰ぎながら、圧力を少し出す」旨発言。
- 5時44分 原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、内閣総理大臣より関係地方公共団体に対し、以下を指示
- ・福島第一原子力発電所の半径10km圏内の住民に対する避難指示
- (海江田経産大臣は、6:50の措置命令を出すまでの間に、東京電力にベントをするよう再三指示を出す。)
- 6時15分 総理視察（官邸離陸）
- 6時50分 原子炉等規制法第64条第3項に基づき、経済産業大臣より原子力事業者（東京電力）に対し、福島第一原子力発電所1号機及び2号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制すること（ベント措置）を命令。
- 7時11分 総理が福島第一原子力発電所到着。視察開始。
- 7時45分
- ・原子力緊急事態宣言発令（福島第二原子力発電所）
 - ・原子力災害対策本部及び現地対策本部設置（福島第一及び第二原子力発電所）
 - ・原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、内閣総理大臣より関係地方公共団体に対し、以下を指示
 - ・福島第二原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示
 - ・福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内待避指示

- 7時59分 東京電力より、原子力安全・保安院に対し、「7時30分現在の情報として、1号機のベント操作に向けて電源を復旧するため仮設ケーブルの敷設作業を実施中」と報告。
- 8時4分 総理が福島第一原子力発電所を出発。
- 9時4分 東京電力が、福島第一原子力発電所1号機のベント作業のため、現場に出発（その後、第1班が1つ目の弁を手動で25%「開」操作するも、2つ目の弁を開きに行った第2班は作業員の被ばく線量が大きく、中断）
- 9時30分 東京電力より、原子力安全・保安院に対して、「福島第一原子力発電所1号機の1つ目の弁が開いた」と連絡（口頭）
- 10時17分 東京電力が、中央操作室から遠隔操作により、福島第一原子力発電所1号機の2つ目の弁を「開」操作（その後、モニタリング・ポストの測定線量率の上昇を確認）
- 14時頃 東京電力が、2つ目の弁につき、追加操作を実施（空気圧縮機を使用）
- 14時30分 東京電力が、1号機の格納容器の圧力低下を確認

【参考3】福島第一原子力発電所からの避難、屋内退避の指示の経過

3月11日 21時23分

避難：半径3km（約6千人）→3月12日1時45分措置済み

屋内退避：半径10km（約5万1千人）

【原子炉が冷却できない状態が続いた場合に備え／IAEAの予防的措置範囲（PAZ）3～5kmも参考】

3月12日 5時44分

避難：半径10km（約5万1千人）

【1号機原子炉格納容器の圧力が上昇／防災対策を重点的に実施すべき区域（EPZ）8～10kmも参考】

同日 18時25分 避難：半径20km（約7万8千人）

【水素爆発／複数号機において同時に災害が発生しうるリスクが顕在化】

→ 3月15日19時00分措置済み

*14日4時20分現在では多くの方の避難は終了。残る病院の患者、福祉施設の入居者などの搬送を行い、15日14時現在で残り数十名となり概ね措置済みとなり、同日19時現在では措置済みとなった。

3月15日 11時00分

屋内退避：半径20～30km（約6万2千人）

【2号機の爆発音発生など様々な事態が発生／さらに万全を期すため】

4月22日 0時00分

警戒区域（災対法）：半径20km

【発電所が安定していない状況】

4月22日 9時44分

計画的避難区域（約1万人）【積算線量予測年20mSv】

緊急時避難区域（約5万9千人）→屋内退避指示を解除

【発電所が安定していない状況】

所管

經濟産業省原子力安全・保安院企画調整課

課長 片山 啓

連絡先

03-3501-1568 (直通)

[REDACTED] (自宅)

[REDACTED] (携帯)

經濟産業省原子力安全・保安院付

野田 耕一

連絡先

03-3501-1540 (直通)

[REDACTED] (自宅)

[REDACTED] (携帯)